

就職・アルバイトを始める前に！

長時間働かされ、休みを取らせてもらえない

辞めたくても、辞めさせてもらえない

残業代を払ってもらえない

パワハラが繰り返される



違法なことを行っている会社

ブラックバイト・ブラック企業！？

労働トラブルを
防ぐポイントを知っておこう！

誰もが笑顔で働くために



働く前に

- 働く人を守るための基本的なワークルールを確認！
- 労働契約を結ぶときは、労働条件を書面で確認！

働き出したら

- 労働条件を記した書面は保管！
- トラブル内容は日時や内容を記録！
- 困ったときは早めに相談！



県労働委員会サイト
「就職やアルバイトを
控えている方必見！」

 徳島県労働委員会

お気軽に
ご相談ください

労働相談
ダイヤル 088-621-3234

相談無料
秘密厳守



県労働委員会



働く前に知っておきたい

基本的なワークルール

Q1 労働条件の明示

働く際には、働く期間や仕事内容、賃金などの労働条件については、

- A. 説明を聞くだけで構わない。
- B. 書面でもらわなければならない。

Q2 最低賃金

アルバイトとして働くことになり、社長から、「見習い期間中は、時給は700円だ」と言われたことは、

- A. 正しい。
- B. 正しくない。

Q3 労働時間

上司から、昼休み時間中の電話当番を命じられましたが、この時間は、

- A. 労働時間である。
- B. 労働時間でない。

Q4 損害賠償

ファミレスで働いています。お皿を落として割ってしまったら、お皿の代金を弁償するように言われましたが、

- A. 全額弁償。
- B. いくらかは弁償。
- C. 弁償の必要なし。

Q5 パワハラ

仕事でミスをすると、上司から、人前で「何回言ったら分かるんだ。ほんまに無能やな」と、繰り返して怒鳴られるのは、

- A. 業務上の指導なので、パワハラに当たらない。
- B. 人格を否定する発言なので、パワハラに当たる。

Q6 退職

もっといい条件のアルバイト先が見つかったので、辞めたいと店長に伝えましたが、人手が足りないからと辞めさせてくれないのは、(契約期間の定めがない場合)

- A. 退職を申し入れた翌日に辞められる。
- B. やむを得ない理由でなければ、店長が辞めてもいいと言う時まで辞められない。
- C. 一定の期間経過後に辞められる。



Q1答 B 書面でもらわなければならない。

Q2答 B 正しくない。

Q3答 A 労働時間である。

労働条件（働く期間、有期労働契約の更新のきまり、働く場所、仕事内容、働く時間、休みの日、給料、退職）は、使用者が労働者に「書面（労働条件通知書）」で明示しなければなりません。求人票の内容と異なっていないかも確認しましょう。

正社員・パート・アルバイトに関係なく最低賃金より少ない金額で人を働かせてはいけません。徳島県の最低賃金はR5.10.1発効で「896円」なので、たとえ見習い期間中でも、896円以上でなくてはなりません。

労働時間は、労働者が使用者の指揮監督下に置かれている時間を言います。休憩時間中でも、電話番号や来客の対応するように指示されている場合は、休憩時間ではなく、「労働時間」とみなされます。

Q4答 C 弁償の必要なし。

Q5答 B パワハラに当たる。

Q6答 C 一定期間経過後、辞められる。

飲食店の皿洗い中に食器を割ってしまった場合など、労働者が業務を遂行する過程で通常発生することが予想されるようなミスについては、損害賠償義務は発生しないと考えられています。

たとえ業務上の指導であっても、人格を否定する発言や、威圧的、攻撃的な態度は、パワハラに当たります。すべての企業にパワハラ防止措置が義務化されていますので、すぐに、会社の相談窓口にご相談しましょう。

個人的な事情で退職（自己都合退職）したい場合、退職に関する規定が会社になれば、退職を申し入れてから2週間を経過すれば、法律上はいつでも辞めることができます。退職届は文書で提出しましょう。



徳島県労働委員会

公益委員、労働者委員、使用者委員の三者の委員が、中立・公正な立場で、労使間トラブルの解決をお手伝いします